

平成20年度 広報事業計画



北海道後期高齢者医療広域連合事務局



後期高齢者医療制度の周知に係る広報事業計画について

1 目的

平成20年度は、制度が始まったばかりの時期であり、積極的な広報が必要であることから、平成19年度広報事業の実績を踏まえ、被保険者やその家族、制度を財政面で支援する現役世代、関係機関などに対し、更に周知を図り、より一層の理解を得ることを目的とする。

2 平成19年度における広報の実績及び現状

平成19年度広報事業における制度の周知については、新聞広告の掲載、テレビスポットCMの放送並びにポスター及びリーフレットの発行を行ったほか、本広域連合ホームページに各種の資料を掲載するなど、様々な方法により広報に努めてきた。

また、北海道に対しては新聞広告、ラジオ番組、広報誌、ホームページなどを活用した周知を依頼したほか、構成市町村に対しては広報誌やホームページを活用した広報に加え、住民説明会における制度に関する説明などを依頼し、きめ細かな対応をしていただいた。

広報事業以外の取組としては、道内9か所で住民説明会を開催し、地域住民への制度の概要の説明や参加者からの質疑に対する回答を行った。

さらに、各団体や市町村からの要請に応じ、説明会などで制度について説明したほか、関係団体の協力をいただいて会報への周知記事の掲載や会員などへのポスター及びリーフレットの送付などを行った。

これらの取組により制度の広報に努めてきたが、「高齢者に制度が知らされていない」「広報が足りない」「周知が十分ではないのではないか」など多くの声があることから、住民への周知については、今後もより一層の活動が必要である。

3 平成20年度における基本的な考え方

後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度と異なり、すべての被保険者が保険料を支払うことになり、原則として年金から差し引いて納付することになる。

また、制度を運営する財源は、公費や被保険者からの保険料のほか、現役世代が加入する国民健康保険及び被用者保険からの支援金で賄われる。

このため、制度を円滑に運営するためには、被保険者やその家族を含めた現役世代に対する周知及び理解が必要不可欠であることから、国や北海道その他関係機関と連携を図りながら、構成市町村と協力し、制度の趣旨及び内容についてより一層の広報を行うこととする。

4 実施する事業内容並びに市町村及び北海道への依頼内容の概要

平成19年度に実施した事業の費用対効果などを考慮した結果、本広域連合が平成20年度に実施する事業としては、新聞広告の掲載、ポスター、リーフレット及びパンフレットの制作並びに本広域連合ホームページへの資料の掲載とする。また、今後増加することが予想される被保険者などからの個別の電話照会等に適切に対応するため、電話回線を増やすなどの体制の充実を図る。なお、必要に応じて、市町村と連携した住民説明会を開催することも検討する。

構成市町村に対しては、広報誌、ホームページ、住民説明会などを活用した周知に加え、電話や窓口などにおける住民へのきめ細かな対応を引き続き依頼する。

北海道に対しては、平成19年度と同様に、新聞広告、広報紙、ラジオ番組、ホームペー

ジなどにおいて、後期高齢者医療制度の周知をしてもらうよう依頼する。

広報媒体の種類	概 要	詳細
(1) 広域連合が実施する広報事業		
ア 新聞広告	道内主要4紙（道新、読売、朝日及び毎日）への掲載	別紙1
イ ポスター	各市町村の公共施設、関係機関などに掲出	別紙2
ウ リーフレット及びパンフレット	各市町村窓口、住民説明会、被保険者証送付時などに活用	別紙3
エ ホームページ	広域連合のホームページへの制度周知資料の掲載	別紙4
(2) 市町村が実施する広報事業への協力依頼		
ア 広報誌	市町村広報誌への記事の掲載を依頼	別紙5
イ ホームページ	市町村ホームページへの制度周知の追加資料の掲載を依頼	
ウ 各種行事	住民を対象とした各種行事の機会における各市町村による制度の周知を依頼	
(3) 北海道が実施する広報事業への協力依頼		
ア 新聞広告	道内主要4紙で毎週日曜日に連載の「みなさんの赤れんが」への記事の掲載（2回）を依頼	別紙6
イ 広報紙	奇数月に発行の「広報紙ほっかいどう」への記事の掲載（1回）を依頼	
ウ ラジオ番組	STVラジオで毎週土曜日から放送の「赤レンガ情報クリップ」での制度の紹介（1回）を依頼	
エ ホームページ	北海道ホームページへの制度周知の追加資料の掲載を依頼	

5 広域連合が実施する広報事業に係る所要額（全体予算額18,277千円）

広報媒体	金額(円)
新聞広告	7,020,563
ポスター	420,000
リーフレット及びパンフレット	10,342,500
ホームページ	0
合計	17,783,063

注) この所要額は、平成19年度広報事業の実績を基に算定したものであり、執行段階においては、事業費の節減に努めることとする。また、今後の調整により、制作部数の増などが考えられることから、所要額が変動する可能性がある。

6 マスコミ取材への対応

制度施行直後や議会定例会の際など、今後も新聞社やテレビ局などからの取材及び報道があると考えられ、住民へ制度の内容や変更点などの最新の情報を周知できる機会であることから、随時積極的に報道関係者への連絡及び取材への対応を行う。

7 国の動きなどへの対応

広報事業の実施に当たっては、今後の国の動きや広域連合の業務スケジュールなどを踏まえ、柔軟に対応していくこととする。

8 主なスケジュール

月	広域連合が実施する広報事業			市町村への依頼	北海道への依頼
	新聞広告	ポスター	リーフレット及びパンフレット		
4	◆ 入札実施の告示(下旬)	◆ 原稿制作開始	◆ パンフの原稿制作開始	◆ 資料を掲載(以降は随時更新)	◆ 第1回広報誌掲載用原稿案の送付
5	◆ 入札実施。業者決定。業者との調整開始(上旬)	◆ 入札実施の告示(上旬) ◆ 入札実施。業者決定。業者との調整開始(中旬)			
6	◆ 第1回掲載(上旬)		◆ パンフ制作に係る入札実施の告示(上旬) ◆ 上記入札実施。業者決定。業者との調整開始(中旬)		◆ 第1回みなさんの赤レンガへの掲載
7	◆ 第2回掲載	◆ ポスターの完成		◆ ポスターの掲載	
8	◆ 第3回掲載(8月以降)				
9			◆ パンフレットの完成	◆ パンフレットの掲載	◆ 広報紙ほっかいどうへの掲載 ◆ 赤レンガ情報コーナーの放送
10			◆ リーフの原稿制作開始		
11			◆ リーフ制作に係る入札実施の告示(上旬) ◆ 上記入札実施。業者決定。業者との調整開始(中旬)		◆ 第3回広報誌掲載用原稿案の送付
12					
1			◆ リーフレットの完成	◆ リーフレットの掲載	◆ 第2回みなさんの赤レンガへの掲載
2					
3					

(注1) 広域連合が実施する広報事業の実施時期や回数などは、変更する場合があります。
(注2) 市町村及び北海道の欄の実施時期や回数などは、広域連合の希望であり、市町村及び北海道の広報計画やその他の事情により、変動する場合があります。

別紙 1

新聞広告による広報について

1 広報媒体の特徴及び広報方針

新聞は、各家庭における普及性及び通読性が高く、各種宣伝媒体のうちで記憶に残りやすい定期刊行物であり、迅速かつタイムリーな広報が可能な手段である。

このことから、制度の概要やその時期に特に周知すべき事項について、適切なタイミングで広報するものとする。

2 新聞広告の掲載に係る概要

- (1) 実施方法：入札により広告代理店と契約
- (2) 掲載紙：北海道新聞、読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の道内主要4紙
(地方新聞協会加盟紙は、購読者が特定の地区に偏っているため、構成市町村からの負担金で行う事業としてはなじまないため、掲載しない。)
- (3) 制作方法：原稿は事務局で制作し、編集、デザイン及び掲載業務などは業者に委託
- (4) 大きさ：半5段（縦16.8センチメートル・横18.6センチメートル）
- (5) 掲載回数：3回
- (6) 掲載時期：6月、7月、8月以降に1回ずつ

3 所要額

4紙を合わせて7,020,563円（別表1のとおり積算）

4 スケジュール

平成20年 4月下旬	入札を実施する旨の告示
5月上旬	入札の実施。業者の決定。業者との調整開始
6月上旬	第1回新聞広告の掲載（「制度の概要（対象となる方など）」「保険料額決定の通知」「普通徴収開始」などの内容）
7月	第2回新聞広告の掲載（「窓口負担割合の変更」「限度額適用・標準負担額減額認定証の更新」などの内容）
8月以降	第3回新聞広告の掲載（その他の内容）

【別表1】
新聞広告による広報に係る所要額

(単位：円)

区 分		単 価	数 量	小 計	税	合 計 額
掲載料 (1段当たり)	北海道新聞	520,000	2.5段×3回	3,900,000	195,000	4,095,000
	読売新聞	115,000		862,500	43,125	905,625
	朝日新聞	102,000		765,000	38,250	803,250
	毎日新聞	74,500		558,750	27,938	586,688
編集・デザイン料		200,000	3回	600,000	30,000	630,000
合 計						7,020,563

別紙 2

ポスターによる広報について

1 広報媒体の特徴及び広報方針

ポスターは、簡易に掲出でき、掲出場所を通る不特定多数の住民に対し広報することができる媒体であり、平成19年度では、平成20年度も当面使用できる内容のものを制作している。

このことから、当面は、平成19年度に制作したポスターを掲出していくこととするが、今後被保険者になる方への情報等を掲載するなど、制度施行後の広報により適した内容に更新したポスターを制作することとし、各市町村の庁舎や公民館、保健センター、老人福祉センターなどの住民が頻繁に訪れる公共施設に掲出するほか、関係機関などへの掲出を依頼し、制度を広く周知するものとする。

2 ポスターの制作に係る概要

- (1) 内 容：今後75歳になる方や新たに障害認定を受ける方への情報など、平成19年度版に記載していない事項を含めた制度の概要を掲載
- (2) 用 途：道内各市町村の公共施設、関係機関などに掲出
- (3) 制作方法：原稿は事務局で制作し、編集、デザイン及び印刷は業者に委託
- (4) 掲出期間：平成20年7月に完成後、通年
- (5) 大 き さ：B2判縦
- (6) 制作部数：4,000部（各市町村に送付する部数は、希望部数を取りまとめ、調整して決定）
- (7) 色 数：4色カラー

3 所要額

420,000円（別表2のとおり積算）

4 スケジュール

平成20年 4月	原稿の制作開始
5月上旬	入札を実施する旨の告示
5月中旬	入札の実施。業者の決定。業者との調整開始
7月	ポスターの完成

【別表2】

ポスターによる広報に係る所要額

(単位：円)

区 分	単 価	数 量	小 計	税	合 計 額	備 考
印刷料	50	4,000	200,000	10,000	210,000	送料込み
編集・デザイン料	一式		200,000	10,000	210,000	
合 計					420,000	

別紙 3

リーフレット及びパンフレットによる広報について

1 広報媒体の特徴及び広報方針

リーフレット及びパンフレットは、手ごろな大きさのため、配布がしやすく、個々に直接周知できる媒体であり、平成19年度では、窓口備付用と被保険者証送付時同封用のリーフレットを制作している。

平成20年度においては、当面、平成19年度に制作したリーフレットを、市町村窓口や住民説明会、被保険者証随時交付時などにおいて活用するが、制度に関する国の検討状況を踏まえながら、制度施行後の広報により適した内容に更新したリーフレットを年度内に制作する。

また、制度をより詳しく説明したパンフレットを可能な限り早い時期に制作し、市町村窓口などで活用することとする。

2 リーフレット及びパンフレットの制作に係る概要

	リーフレット	パンフレット
(1) 内 容	国の検討状況を踏まえながら、制度施行後の広報により適した内容に更新したもの	制度をより詳しく説明した保存版的なもの
(2) 用 途	主に市町村窓口のほか、住民説明会や各種行事などで活用	主に市町村窓口などで活用
(3) 制作方法	原稿は事務局で制作し、編集、デザイン及び印刷は業者に委託	
(4) 発行時期	平成21年1月	平成20年9月
(5) 大 き さ	A4判	A5判
(6) ページ数	8ページ以内	20ページ程度
(7) 制作部数	300,000部	300,000部
(8) 概 算 額	3,202,500円	7,140,000円

※ 各市町村に配布する部数は、希望部数を取りまとめ、調整して決定する。

3 所要額

リーフレットとパンフレットを合わせて10,342,500円（別表3のとおり積算）

4 スケジュール

平成20年 4月	パンフレットの原稿の制作開始
6月上旬	パンフレット制作に係る入札を実施する旨の告示
6月中旬	上記入札の実施。業者の決定。業者との調整開始
9月	パンフレットの完成
10月	リーフレットの原稿の制作開始
11月上旬	リーフレット制作に係る入札を実施する旨の告示
11月中旬	上記入札の実施。業者の決定。業者との調整開始
平成21年 1月	リーフレットの完成

【別表3】

リーフレット及びパンフレットによる広報に係る所要額

(単位：円)

区 分		単 価	数 量	小 計	税	合 計 額	備 考
リーフレット	印刷料	9.5	300,000	2,850,000	142,500	2,992,500	送料込み
	編集・ デザイン料	一式		200,000	10,000	210,000	
パンフレット	印刷料	22.0	300,000	6,600,000	330,000	6,930,000	送料込み
	編集・ デザイン料	一式		200,000	10,000	210,000	
合 計						10,342,500	

別紙 4

ホームページによる広報について

1 広報媒体の特徴及び広報方針

ホームページは、インターネット上において多くの情報を迅速に発信でき、即時に更新できる一方、アクセスする人も時間や場所にかかわらず閲覧できる媒体である。

このことから、本広域連合ホームページに様々な広報資料を掲載し、被保険者を始め、インターネット利用率が高い現役世代や被保険者の家族など、幅広い年齢層への制度の周知を図ることとする。

また、市町村向けに、窓口への備付け、ポスターとしての掲出及び全戸配布ができるチラシを掲載し、各市町村においてダウンロードした上で活用してもらうこととする。

2 実施概要

- (1) 実施方法：事務局が制作する資料を掲載
- (2) 掲載内容：制度に関する資料
- (3) 掲載期間：通年
- (4) ターゲット：被保険者やその家族、現役世代などの幅広い年齢層

3 所要額

経費は、特に発生しない。

4 スケジュール

平成20年	4月～	制度に関する資料を掲載（以降は随時更新）
	7月	ポスターの掲載
	9月	パンフレットの掲載
平成21年	1月	リーフレットの掲載

別紙5

市町村広報事業への協力依頼について

1 広報事業の特徴及び広報方針

各市町村の広報事業は、広報誌の発行やホームページの運営のほか、住民向けの各種行事の開催など、その市町村内の全ての世帯及び住民に対して行っている。

このことから、各市町村に対しては、住民の通読性が高い広報誌や随時更新しているホームページのほか、保健福祉関係行事や各種住民懇談会などの機会を利用し、制度を周知してもらうよう、協力を依頼するものとする。

2 依頼内容

(1) 各市町村広報誌

3回程度の記事掲載を依頼する。依頼は、掲載月のおおむね2か月前に原稿案を送付し行う。なお、予算や紙面スペースなどの関係で掲載が困難と判断する市町村においては、資料の全戸配布や窓口への備付けなど、柔軟に対応してもらうよう依頼する。

ア 原稿案の大きさ

1ページ又は2ページ

イ 掲載号及び掲載内容

(ア) 第1回（平成20年6月号又は7月号）

a 制度の概要 b 医療機関などの窓口での負担割合の変更
c 保険料額決定の通知 d 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新 など

(イ) 第2回（平成20年9月号）

a 保険料の本徴収の開始 b 医療費通知の送付 など

(ウ) 第3回（平成21年1月号又はその他の時期）

a その他の事項

※ 健診事業については、実施時期や被保険者の費用負担などが市町村ごとで異なるため、市町村の判断で適切な時期に掲載してもらう。

(2) ホームページ

各市町村が運営するホームページに、市町村又は広域連合が作成する資料の追加掲載などを依頼する。

(3) 各種行事

市町村が行う住民を対象とした保健福祉関係の行事、各種住民懇談会などの機会を利用し、制度の概要などについて、市町村から住民に周知してもらうよう依頼する。

3 所要額

市町村が行う事業を活用するため、経費は、特に発生しない。

4 スケジュール

平成20年 4月	各市町村に協力依頼（第1回広報誌掲載用原稿案も同封）
7月	第2回広報誌掲載用原稿案の送付
11月	第3回広報誌掲載用原稿案の送付

5 その他

国民健康保険制度の改正などに関して市町村が独自で周知する場合についても、後期高齢者医療制度と一体的かつ連動した広報をしてもらうよう依頼する。また、住民からの電話や窓口における相談についても、今後もきめ細かな対応をしてもらうよう依頼する。

別紙 6

道広報事業への協力依頼について

1 広報事業の特徴及び広報方針

北海道が実施する広報事業は、道内主要 4 紙で毎週日曜日に「みなさんの赤れんが」の連載、2 か月に 1 度の「広報紙ほっかいどう」の発行、STVラジオで毎週土曜日に「赤レンガ情報クリップ」の放送、民放テレビ局での特別番組やスポットCMでの宣伝、さらには、ホームページの随時更新などであり、効果性の高い広報媒体を用い、定期的に行っている。

このことから、北海道が行う広報事業のうち、被保険者を始めとした住民に対する周知として有効と考えられる「みなさんの赤れんが」「広報紙ほっかいどう」「赤レンガ情報クリップ」及び「ホームページ」の活用について、協力を依頼するものとする。

2 依頼内容

- (1) みなさんの赤れんが<道内主要 4 紙で毎週日曜日に（縦 6 cm×横 8.5cm）の広告を掲載>
… 保険料額決定の通知その他の事項について、2 回（6 月及び 1 月）の掲載を依頼
- (2) 広報紙ほっかいどう<奇数月に新聞折り込みなどで発行>
… 保険料の本徴収の開始などについて、「道政ピックアップ」（横書き 17 字×19 行程度）又は特集記事に 1 回（9 月）の掲載を依頼
- (3) 赤レンガ情報クリップ<STVラジオで毎週土曜日 17 時 15 分から放送>
… 保険料の本徴収の開始などについて、1 回（9 月）の放送を依頼
- (4) ホームページ
道国民健康保険課のホームページに、同課又は広域連合が作成する資料の追加掲載などを依頼

3 所要額

道が実施する広報事業を活用するため、経費は、特に発生しない。

4 スケジュール

平成 20 年	4 月	道国民健康保険課及び道広報広聴課に協力依頼
	6 月	新聞広告「みなさんの赤れんが」への 1 回目の掲載
	9 月	「広報紙ほっかいどう」への掲載
	9 月	STVラジオ「赤レンガ情報クリップ」の放送
平成 21 年	1 月	新聞広告「みなさんの赤れんが」への 2 回目の掲載

※ 実施時期や回数、掲載内容などは、広域連合の希望であり、道の広報計画やその他の事情により、変動する場合がある。